

発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内企業の女性や高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境の整備を推進し、県内企業の人材確保や職場定着を図るため、第3条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業地域 電源立地地域対策交付金交付規則(平成28年/文部科学省/経済産業省/告示第2号)第2条第12号に規定する発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域をいう。
- (2) 事業所 製造業(日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示第405号)に掲げる「製造業」をいう。)の用に供する施設をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付のための要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内企業が事業地域に所在する事業所において行う、女性並びに高齢者及び障害者の就業促進を図るための施設及び設備を整備する事業であること。
- (2) 他の制度等により補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額等は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額等	交付限度額
女性専用施設の新設又は改修	女性の就業促進を目的とした女性専用施設の導入に要する建築工事費、設備工事費、設計監理料、委託料、備品購入費、その他知事が特に必要と認める経費	経費の2分の1以内に相当する額 1事業所につき申請は1回限り	5,000千円
安全確保施設等の新設又は改修	高齢者及び障害者の就業促進を目的とした安全確保施設等の導入に要する建築工事費、設備工事費、設計監理料、委託料、備品購入費、その他知事が特に必要と認める経費		

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、交付申請書に添付

すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 実施設計書，位置図，配置図，平面図，立面図等
- (4) 見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金の交付後3年以内に事業の廃止又は休止があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

（決定の通知）

第7条 規則6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

- 2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第5条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更理由は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、変更申請に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、交付の決定の通知を受けた日から15日以内に別記第8号様式を知事に提出することにより行うものとする。

(中止等の報告)

第10条 規則第11条第2項第1号に該当する場合に行う報告は、中止又は廃止の理由が生じた日から10日以内に別記第9号様式を知事に提出することにより行うものとする。

(状況の報告)

第11条 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績報告書(別記第11号様式)
- (2) 収支精算書(別記第12号様式)
- (3) 完成写真
- (4) 証拠帳票(契約書、領収書等)の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業終了後20日以内又は当該事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、別記第13号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式によるものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付後に消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(別記第15号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第21条第2号の規定により知事が定める財産の種類は、取得金額が50万円以上のものとし、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（別記第16号様式）を提出し、承認を受けるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付申請書

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金を下記のとおり交付して下さるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 実施設計書，位置図，配置図，平面図，立面図等
- (4) 見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条，第8条関係）

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備事業（変更）計画書

1 申請者の概要

名 称：			
役職名及び代表者名：			
住 所：			
連 絡 先	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	担当者名（役職）		
資本金	円	従業員	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
主たる製品等		直近1年間の 売上高	円 (年 月期)

2 整備事業の概要

(1) 整備する事業所名					
(2) 事業所の所在地					
(3) 整備事業の区分 (○を記入)	女性専用施設（トイレ，更衣室等）		新設		改修
	安全確保施設等（手すり，スロープ等）		新設		改修
(4) 整備事業の期間	年 月 日着手（予定）				
	年 月 日完了（予定）				

3 整備事業計画

(1) 整備事業の具体的な内容	※ 整備事業を実施する背景として、自社の現状及び解決すべき課題を記載してください。
(2) 整備事業の目的及び必要性	※ 整備事業の目的と必要性を記載してください。
(3) 整備事業の実施により見込まれる効果	※ 整備事業の実施により見込まれる効果を具体的に記載してください。
(4) 現在、事業所で常時雇用されている従業員数及び男女内訳	※ 申請時における従業員数とその男女内訳を記載してください。
(5) 採用（配置）予定人数	※ 整備事業実施により採用が見込まれる人数を記載してください。

第3号様式（第5条，第8条関係）

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備事業（変更）収支予算書

1 収入内訳

区 分	予算額	資金の調達先
自 己 資 金	円	
県 補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

※ 変更収支予算書の場合，上段に当初，下段に変更の2段書きとする。

2 支出（予定）内訳

区 分	積 算 内 容	補 助 事 業 に 要 する 経 費	補 助 金 交 付 申 請 額
補 助 対 象 経 費	工 事 費 (設計監理料を含む)	円	円
	委 託 料	円	円
	備 品 購 入 費	円	円
	そ の 他 経 費	円	円
合 計		円	円

※ 変更収支予算書の場合，上段に当初，下段に変更（変更には下線）の2段書きとする。

※ 「補助金交付申請額」は，「補助事業に要する経費」の1/2以内の額であって，県からの補助金の交付を希望する額とする。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

鹿児島県知事



年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備について、下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 主な変更内容

3 変更の理由

4 関係書類

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿児島県知事



年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第8条の規定により承認します。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

様

鹿児島県知事



年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第8条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円（変更前の額 円）
- 2 交付の条件

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付申請取下書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第8条第1項及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり取り下げます。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 取下げ理由

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金等交付規則第11条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 中止又は廃止の理由
- 2 中止の期間又は廃止日

第 10 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき整備事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- (1) 実績報告書（第 11 号様式）
- (2) 収支精算書（第 12 号様式）
- (3) 完成写真
- (4) 証拠帳票（契約書、領収書等）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

第 11 号様式 (第 12 条関係)

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備事業実績報告書

1 申請者の概要

名 称：			
役職名及び代表者名：			
住 所：			
連 絡 先	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	担当者名 (役職)		
資本金	円	従業員	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
主たる製品等		直近 1 年間の 売上高	円 (年 月期)

2 整備事業の概要

(1) 整備する事業所名					
(2) 事業所の所在地					
(3) 整備事業の区分 (○を記入)	女性専用施設 (トイレ, 更衣室等)		新設		改修
	安全確保施設等 (手すり, スロープ等)		新設		改修
(4) 整備事業の期間	年 月 日着手 年 月 日完了				

3 整備事業実績

(1) 整備事業の具体的な内容	※ 整備事業を実施する背景として、自社の現状及び解決すべき課題を記載してください。
(2) 整備事業の目的及び必要性	※ 整備事業の目的と必要性を記載してください。
(3) 整備事業の実施により見込まれる効果	※ 整備事業の実施により見込まれる効果を具体的に記載してください。
(4) 現在、事業所で常時雇用されている従業員数及び男女内訳	※ 実績報告時における従業員数とその男女内訳を記載してください。
(5) 採用（配置）予定人数	※ 整備事業実施により採用が見込まれる人数を記載してください。

第 12 号様式（第 12 条関係）

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備事業収支精算書

1 収入内訳

区 分	予算額	実績額	資金の調達先
自 己 資 金	円	円	
県 補 助 金	円	円	
そ の 他	円	円	
合 計	円	円	

※ 変更収支予算書の場合，上段に当初，下段に変更の 2 段書きとする。

2 支出内訳

区 分	補助事業に要する経費 (予算額)	補助事業に要した経費 (実績額)	補助金充当額
補 助 対 象 経 費	工 事 費 (設計監理料を含む。)	円	円
	委 託 料	円	円
	備 品 購 入 費	円	円
	そ の 他 経 費	円	円
合 計	円	円	円

年 月 日

様

鹿児島県知事



年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第 13 条の規定により承認し、下記のとおり確定しました。

なお、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 15 号様式により速やかに報告してください。

記

交付確定額 金 円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付請求書

年 月 日付け第 号の交付確定通知書に基づく 年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第 14 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号
(金融機関名)

本・支店 当座
普通

(カナ)
預金口座名義人

年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者

住所

氏名

年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）

円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

※ 別紙として精算の内訳を添付すること。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者

住所

氏名

財産処分承認申請書

年度発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、鹿児島県補助金等交付規則第21条及び発電用施設周辺地域働き方改革促進施設整備補助金交付要綱第16条の規定により申請します。

記

1 取得財産及び取得年月日

2 取得価格及び時価 円

3 処分の方法

4 経緯及び処分の理由